九州大学学則

平成１６年度九大規則第１号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　６年　５月２８日
（令和６年度九大規則第５号）

目次

第１章　総則（第１条～第２条の２）
第２章　組織等（第３条～第１７条の２）
第３章　役員、職員等（第１８条～第２６条）
第４章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第２７条～第３０条）
第５章　教授会（第３１条）
第６章　雑則（第３２条）
附則

第１章　総則

（目的等）

第１条　九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第８３条】

２　本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第１０９条】

２　本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第２条の２　本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第１１３条】

第２章　組織等

（学部）

第３条　本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第８５条】【大学設置基準第４条】

学　部	学　　科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科

歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

２　学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。【大学設置基準第２条】

３　学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

４　学部の教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。【大学設置基準第７条】

５　前項に定める組織の編制に当たっては、学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。【大学設置基準第７条】

６　前２項に基づき編制する組織のうち各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

７　学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成１６年度九大規則第２号）で定める。

（大学院）

第４条　本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。【学教法第９７条】

２　本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。【学教法第９９条】

３　本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。【学教法第９９条】

第５条　本大学院に、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１００条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号。以下「大学院設置基準」という。）第３０条の２第１項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。【学教法第１００条】

第６条　前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。【大学院設置基準第６条】

学　　府	専　　攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻

人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション連係学府	

備考
1　各学府（備考２～４を除く。）は、博士課程とする。
2　工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は、修士課程とする。
3　人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻は、大学院設置基準第３５

条第１項に定める国際連携専攻とし、博士後期課程とする。
４　人間環境学府実践心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は、専門職学位課程（第４条第３項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

２　学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。【大学院設置基準第１条の２】
３　学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
４　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。【大学院設置基準第４条第１項】
５　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。【大学院設置基準第３条第１項】
６　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。【専門職大学院設置基準第２条第１項、第１８条】
７　学府の教育研究上の目的を達成するため、学府及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。【大学院設置基準第８条】【専門職大学院設置基準第４条】
８　学府の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。【大学院設置基準第８条】
９　前２項に基づき編制する組織のうち各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
１０　学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号）で定める。
第７条　第５条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。
(1)　人文科学研究院
(2)　比較社会文化研究院
(3)　人間環境学研究院
(4)　法学研究院
(5)　経済学研究院
(6)　言語文化研究院
(7)　理学研究院
(8)　数理学研究院
(9)　医学研究院
(10)　歯学研究院
(11)　薬学研究院
(12)　工学研究院
(13)　芸術工学研究院
(14)　システム情報科学研究院
(15)　総合理工学研究院
(16)　農学研究院
（基幹教育院）
第７条の２　本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。
２　基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（高等研究院）
第７条の３　本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。
２　高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
（附置研究所）
第８条　本学に、研究所を附置する。
２　前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。　【学教法第９６条】

附置研究所	目　　的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

３　各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（国際研究所）
第８条の２　本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。
２　カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。
３　カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（病院）
第９条　医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。　【大学設置基準第３９条】
２　病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（附属図書館）
第１０条　本学に、附属図書館を置く。　【大学設置基準第３６条】
２　附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
第１１条　削除
（情報基盤研究開発センター）
第１２条　本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。
２　情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。
３　情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
（教育関係共同利用拠点）
第１２条の２　第７条の２に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「学教法施行規則」という。）第１４３条の２第２項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。
（共同利用・共同研究拠点）
第１２条の３　次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第１４３条の３第２項の規定に

より、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和４年４月１日～令和１０年３月３１日

（エネルギー研究教育機構）

第１２条の４　本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

２　エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（アジア・オセアニア研究教育機構）

第１２条の５　本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

２　アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（学内共同教育研究センター）

第１３条　本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。　【学教法第９６条】

(1)　主に教育又は研究活動を支援すること。

(2)　主に教育又は研究を推進すること。

(3)　その他全学業務を推進すること。

２　学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	

留学生センター	
総合研究博物館	
システムＬＳＩ研究センター	令和１３年３月３１日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和１４年３月３１日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和１５年３月３１日
未来デザイン学センター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和７年３月３１日
鉄鋼リサーチセンター	令和７年３月３１日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和１０年３月３１日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和７年３月３１日
極限プラズマ研究連携センター	令和１１年３月３１日
有体物管理センター	

分子システム科学センター	令和１０年３月３１日
日本エジプト科学技術連携センター	令和１１年３月３１日
プラズマナノ界面工学センター	令和１１年３月３１日
ＥＵセンター	令和１１年３月３１日
環境発達医学研究センター	令和１３年３月３１日
ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和６年９月３０日
医用生体工学研究センター	令和８年３月３１日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和１４年３月３１日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和８年３月３１日
先端素粒子物理研究センター	令和１５年３月３１日
水素材料先端科学研究センター	令和１０年３月３１日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和１０年３月３１日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和１０年１０月３１日
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和１０年３月３１日
植物フロンティア研究センター	令和１０年３月３１日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和１１年３月３１日
都市研究センター	令和１１年３月３１日
次世代接着技術研究センター	令和１１年３月３１日
先進電気推進飛行体研究センター	令和１２年３月３１日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和８年３月３１日
ラーニングアナリティクスセンター	令和８年３月３１日
洋上風力研究教育センター	令和９年３月３１日

感染症創薬研究センター	令和１０年３月３１日
国際教育ナビゲーションセンター	令和１１年３月３１日
半導体・デバイスエコシステム研究教育センター	令和１１年５月３１日

３　各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学部等の附属施設）

第１４条　次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。　【大学設置基準第３９条】

学　部　等	附　　属　　施　　設
理学部	天草臨海実験所
工学部	高専連携教育推進センター
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、価値創造型半導体人材育成センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築Ｒ＆Ｅセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレシジョンメディシン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター

芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、ＳＤＧｓデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター
システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター､イノベーティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター
生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、海洋プラスチック研究センター、再生可能流体エネルギー研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター、エネルギーシステムデザイン研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

２　各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。

（情報統括本部）

第１５条　本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

２　情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1)　全学的な情報基盤の整備

(2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

３　情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（統合移転推進本部）

第１５条の２　本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

２　統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（基金本部）

第１５条の３　本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

２　基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（広報本部）

第１５条の４　本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。

２　広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（グローバル化推進本部）

第１５条の５　本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。

２　グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学術研究・産学官連携本部）
第１５条の６　本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。
２　学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来社会デザイン統括本部）
第１５条の７　本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。
２　未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（データ駆動イノベーション推進本部）
第１５条の８　本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。
２　データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（未来人材育成機構）
第１５条の９　本学に、博士課程をはじめとする全学の教育改革及び教育の質の向上を推進するための組織として、未来人材育成機構を置く。
２　未来人材育成機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
（推進室等）
第１６条　本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。
２　前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目　　的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際化に資する戦略的な取組に関する企画・立案・推進を行うこと。
ＳＨＡＲＥオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。

同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。
研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
財務戦略室	寄附金をはじめ外部資金獲得の渉外活動に係る情報収集、調査分析、全学的な計画策定、評価改善及び人材育成に関すること。

３　前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（伊都診療所）

第１６条の２　本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

２　診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第１７条　本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。

２　本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。

３　前２項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。

４　前３項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第７条】

（統括技術部及び技術部）

第１７条の２　本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

２　本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

３　第１項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第３章　役員、職員等

（役員）

第１８条　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法人法」という。）第１０条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事１０人以内（１人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあっては、１１人以内）及び監事２人を置く。

２　前項の理事のうち２人以上（学外者が総長に任命されている場合は１人以上）は、学外者とする。

３　第１項の監事のうち少なくとも１人は、常勤とする。

【法人法第１０条】

第１９条　総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第９２条】【法人法第１１条】

２　総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第２０条　理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。【法人法第１１条】

第２１条　監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

２　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。【法人法第１１条】

（職員）

第２２条　本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

２　前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

３　教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９２条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。【学教法第９２条】

（副学長）

第２３条　本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

２　副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

３　前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。【学教法第９２条】

（副理事）

第２４条　本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

２　副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（総長補佐）

第２４条の２　本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

２　総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（部局長等）

第２５条　学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

２　部局長は、当該部局の業務を掌理する。

３　各部局に、副部局長を置くことができる。

４　副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

５　部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

６　学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

７　学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（センター長等）

第２６条　学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

２　センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。

３　各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。

４　副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

５　センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第２６条の２　（削除）

（所長）

第２６条の３　診療所に、所長を置く。
２　所長は、診療所の業務を掌理する。
３　所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。

第４章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議

（役員会）

第２７条　本学に、法人法第１１条第３項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。【法人法第１１条】
２　役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（経営協議会）

第２８条　本学に、法人法第２０条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。【法人法第２０条】
２　経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（教育研究評議会）

第２９条　本学に、法人法第２１条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第２１条】
２　教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（総長選考・監察会議）

第３０条　本学に、法人法第１２条第２項から第５項までの規定に基づき、学長選考・監察会議（「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。）を置く。【法人法第１２条】
２　選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第５章　教授会

第３１条　部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。【学教法第９３条】
２　教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成１６年度九大規則第８号）で定める。

第６章　雑則

（雑則）

第３２条　この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　法人法附則第１６条第１項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成１６年４月１日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
３　前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和４６年４月８日施行）等の規定によるものとする。
４　法人法附則第１７条の規定に基づき、平成１５年９月３０日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
５　前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成５年４月１日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
６　第１２条の３に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成３４年３月３１日までの間存続するものとする。
７　第１３条第１項に規定する宙空環境研究センターは、平成２４年３月３１日まで存続するものとする。

８　第１４条第１項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成２０年３月３１日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成２３年３月３１日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成１９年３月３１日まで存続するものとする。
９　法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和２４年法律第１５０号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附　則（平成１６年度九大規則第１９３号）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
２　人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第６条第１項の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間､存続するものとする。

附　則（平成１７年度九大規則第４号）

１　この規則は、平成１７年７月１５日から施行し、平成１７年７月１日から適用する。
２　改正後の第１３条第１項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成２２年６月３０日まで存続するものとする。

附　則（平成１７年度九大規則第２３号）

この規則は、平成１７年１１月７日から施行する。

附　則（平成１７年度九大規則第３０号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
２　薬学部総合薬学科は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成１８年度九大規則第２号）

この規則は、平成１８年６月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第２５号）

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大規則第３７号）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　改正後の第１４条第１項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成２９年３月３１日まで存続するものとする。
３　改正後の第２２条第２項に規定する准助教の職種は、平成１９年４月１日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附　則（平成１９年度九大規則第２７号）

この規則は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第３１号）

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成１９年度九大規則第５８号）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
２　理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
３　新規則第１４条第１項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成３０年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２０年度九大規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１７日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２０年度九大規則第９号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年度九大規則第３７号）
１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
２　システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
附　則（平成２１年度九大規則第１号）
この規則は、平成２１年５月１日から施行する。
附　則（平成２１年度九大規則第５号）
この規則は、平成２１年６月１日から施行する。
附　則（平成２１年度九大規則第１２号）
この規則は、平成２１年８月１日から施行し、第１３条第１項にシンクロトロン光利用研究センターを加える改正規定は、平成２１年７月１日から適用する。
附　則（平成２１年度九大規則第２０号）
１　この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第３６条の６の規定は、平成２１年９月１日から適用する。
附　則（平成２１年度九大規則第３３号）
この規則は、平成２１年１１月１日から施行する。
附　則（平成２１年度九大規則第４９号）
１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第６条第１項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
３　九州大学学則（平成１６年度九大規則第１号）附則第６項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。
附　則（平成２２年度九大規則第１号）
この規則は、平成２２年４月２８日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。
附　則（平成２２年度九大規則第６号）
この規則は、平成２２年７月１日から施行する。
附　則（平成２２年度九大規則第１２号）
１　この規則は、平成２２年８月１日から施行する。ただし、第１３条第１項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年９月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１３条第１項に規定する応用知覚研究センターは、平成２４年３月３１日まで存続するものとする。
附　則（平成２２年度九大規則第３０号）
この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。
附　則（平成２２年度九大規則第４５号）
この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。
附　則（平成２２年度九大規則第４７号）
この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。
附　則（平成２２年度九大規則第７４号）
この規則は、平成２３年１月１日から施行する。
附　則（平成２２年度九大規則第７８号）
この規則は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年度九大規則第８１号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第１号）
この規則は、平成２３年５月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第４号）
この規則は、平成２３年６月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第８号）
１　この規則は、平成２３年７月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定するシステム情報科学府附属の高度ＩＣＴ人材教育開発センターは、平成３２年３月３１日まで存続するものとする。
附　則（平成２３年度九大規則第１０号）
この規則は、平成２３年８月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第１２号）
この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第６８号）
この規則は、平成２３年１１月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第７２号）
この規則は、平成２４年１月１日から施行する。
附　則（平成２３年度九大規則第８０号）
１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
附　則（平成２４年度九大規則第１１号）
この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。
附　則（平成２４年度九大規則第２９号）
この規則は、平成２４年１２月１日から施行する。ただし、第２５条に係る改正規定は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年度九大規則第３６号）
この規則は、平成２５年１月１日から施行する。
附　則（平成２４年度九大規則第３７号）
この規則は、平成２５年２月１日から施行する。
附　則（平成２４年度九大規則第４２号）
この規則は、平成２５年３月１日から施行する。
附　則（平成２４年度九大規則第４５号）
１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成３５年３月３１日まで存続するものとする。
附　則（平成２５年度九大規則第２号）
この規則は、平成２５年５月１日から施行する。
附　則（平成２５年度九大規則第８号）
この規則は、平成２５年６月３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。
附　則（平成２５年度九大規則第１０号）
この規則は、平成２５年７月１日から施行する。
附　則（平成２５年度九大規則第１６号）
この規則は、平成２５年８月１日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成２５年９月１日から施行する。
附　則（平成２５年度九大規則第４０号）

この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第４７号）

この規則は、平成２５年１２月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第５１号）

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第７６号）

この規則は、平成２６年１月２７日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第７８号）

この規則は、平成２６年３月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大規則第８３号）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２６年度九大規則第２号）

この規則は、平成２６年４月３０日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年度九大規則第６号）

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第１１号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。ただし、第１３条第１項の表に係る改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第６０号）

この規則は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第７０号）

この規則は、平成２７年１月２２日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第７６号）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　九州大学高等教育機構規則（平成１８年度九大規則第３号）は、廃止する。

附　則（平成２６年度九大規則第７７号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規則第１２０号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第２号）

この規則は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第９号）

この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第２１号）

この規則は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第２３号）

この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第２６号）

この規則は、平成２８年２月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第３１号）

この規則は、平成２８年３月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規則第３４号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の九州大学学則第１４条第１項に規定する次世代冷媒物性評価研究セ

ンターは、平成３３年３月３１日まで存続するものとする。

附　則（平成２８年度九大規則第３号）

この規則は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第８号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第１４号）

この規則は、平成２８年７月２９日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第２０号）

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第６５号）

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第６９号）

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第７６号）

この規則は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第８１号）

この規則は、平成２９年３月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大規則第８５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年度九大規則第１号）

この規則は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第５号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第８号）

この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第２３号）

この規則は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第４０号）

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第４８号）

この規則は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大規則第６７号）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成３０年度九大規則第１号）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年度九大規則第１１号）

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。ただし、第１３条の２の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年度九大規則第１８号）

この規則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第２２号）

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第４９号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大規則第６０号）
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和元年度九大規則第２号）
この規則は、令和元年８月１日から施行する。
附　則（令和元年度九大規則第４号）
この規則は、令和元年１０月１日から施行する。
附　則（令和元年度九大規則第１９号）
この規則は、令和元年１１月１日から施行する。
附　則（令和元年度九大規則第２４号）
１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。
２　芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学科は、この規則による改正後の九州大学学則第３条第１項の規定にかかわらず、令和２年３月３１日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
附　則（令和２年度九大規則第５号）
この規則は、令和２年８月１日から施行する。
附　則（令和２年度九大規則第１７号）
この規則は、令和２年１０月２６日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。
附　則（令和２年度九大規則第３５号）
この規則は、令和２年１２月１日から施行する。
附　則（令和２年度九大規則第４１号）
１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。
２　工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第３条第１項及び第６条第１項の規定にかかわらず、令和３年３月３１日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
附　則（令和３年度九大規則第１号）
この規則は、令和３年５月１日から施行する。
附　則（令和３年度九大規則第５０号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和３年度九大規則第５５号）
この規則は、令和３年１１月１日から施行する。
附　則（令和３年度九大規則第６０号）
この規則は、令和４年１月１日から施行する。
附　則（令和３年度九大規則第６２号）
この規則は、令和４年３月１日から施行する。
附　則（令和３年度九大規則第６７号）
１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。
２　芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則（令和４年度九大規則第４号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。
附　則（令和４年度九大規則第２０号）
この規則は、令和４年１１月１日から施行する。
附　則（令和４年度九大規則第２４号）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
２　統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
３　九州大学先導的研究センター規則（平成２６年度九大規則第９３号）は、廃止する。

附　則（令和５年度九大規則第２号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第３号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第４号）

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第６号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第２０号）

この規則は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第２２号）

この規則は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規則第３２号）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。
２　この規則による改正後の九州大学学則第２６条の２の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年度九大規則第５号）

この規則は、令和６年６月１日から施行する。